

南風原町イメージキャラクター「はえるん」の利用に関する要綱

平成25年1月22日要綱第31号

改正

令和元年5月24日要綱第16号

南風原町イメージキャラクター「はえるん」及びロゴマークの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南風原町イメージキャラクター「はえるん」及びロゴマーク（以下「キャラクター等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、南風原町（以下「町」という。）に属する。

(利用の申請)

第3条 キャラクター等を利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、町が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ南風原町長（以下「町長」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他町長が認める書類

(利用の許諾)

第4条 町長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が町産品の推進や町の情報発信に寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、町長は必要があると認める場合には、キャラクター等の利用方法その他について、条件を付することができる。

2 町長は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（様式第2号）を申請者へ送付する。

(利用承諾の制限)

第5条 キャラクター等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は承諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合

- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) キャラクター等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表情がキャラクター等の立体物と認められない場合
- (9) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないと認められる場合
- (10) その他町長が別に定める要件に該当しない場合

(利用承認期間等)

第6条 利用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する以後の最初の3月31日までを期限とする。

2 前項に規定する利用承認期間が終了し、再度利用承認を受けようとする者は、第3条の規定により利用申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料)

第7条 キャラクター等の利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用すること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、「(C)南風原町」をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(許諾内容の変更)

第9条 利用者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ、変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、町長の許諾を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（様式第2号）を交付する。

(許諾の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の改修等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他キャラクター等の利用継続が不相当であると認められた場合

2 町長は、前項の規定による利用許諾の取消により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 町長は、利用者にキャラクター等の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第11条 この要綱による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について町の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 町は、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 町は、キャラクター等の利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、キャラクター等の利用を許諾した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、キャラクター等の利用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 町長は、キャラクター等の利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、キャラクター等の利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この要綱に関する事務は、経済建設部産業振興課が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年5月24日要綱第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

南風原町イメージキャラクター「はえるん」等利用申請書

年 月 日

南風原町長 様

申請者住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者名)

南風原町イメージキャラクター「はえるん」等を利用したいので、下記の通り申請します。

記

利用物件名 (※商品名への「はえるん」の 利用はできません。)			
利用目的 及び 利用方法			
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申請する商品の種類	種類	合計点数 (色違い、サイズ違いも1点)	合計 点
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：		
添付資料	利用物件を販売する場合は、次の添付書類を提出すること。 1. 企画書(商品名、材料、サイズ、製造場所、販売価格、販売場所、図案レイアウト、原稿等) 2. 利用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等) 3. その他参考となるもの		

様式第2号（第4条及び第9条関係）

南風原町イメージキャラクター「はえるん」等利用(変更)許諾書

年 月 日

(申請者) 様

南風原町長

年 月 日付で申請のありました南風原町イメージキャラクター「はえるん」等の利用について、許諾します。

なお、利用にあたっては下記の点に留意してください。

記

- ① ロゴ・キャラクターを、承諾を受けた物件デザインとして利用することができます。ただし、キャラクターを用いた商品の利用に際して、「(C) 南風原町」をその商品、包装等に明示してください。また、完成品(困難な場合は写真等)を提出してください。
- ② 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することができません。
- ③ 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、南風原町は一切の責任を負いません。
- ④ 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽が合った場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥ 利用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取り消しにより利用者に生じた損害について、南風原町は一切の責任を負いません。
- ⑧ ロゴ・キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ 南風原町イメージキャラクター「はえるん」及びロゴマークの利用に関する要綱は、必要に応じて変更することがあります。

様式第3号（第5条及び第9条関係）

南風原町イメージキャラクター「はえるん」等利用(変更)不許諾通知書

年 月 日

様

年 月 日付で申請のあった南風原町イメージキャラクター「はえるん」等の
利用については、次の理由により許諾できませんので通知します。

許諾できない理由

様式第4号（第9条関係）

南風原町イメージキャラクター「はえるん」等利用変更許諾申請書

年 月 日

南風原町長 様

申請者住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者名)

承認番号第 号で承認をうけた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

	変更前	変更後
利用物件名		
利用目的 及び 利用方法		
利用期間		
利用数量		
変更理由		
添付書類	変更が確認できる資料等	

様式第5号（第10条関係）

南風原町イメージキャラクター「はえるん」等利用許諾取消通知書

年 月 日

様

南風原町長

年 月 日付で承認をした(承認番号 号)南風原町イメージキャラクター「はえるん」等の利用につきましては、許諾を取消します。